

令和3年度第1回石川県国土利用計画審議会議事録

日時：令和3年8月25日（水）14:00～15:00

場所：石川県庁行政庁舎11階1109会議室

発言者	内 容
<p>司 会 (佃主任企画員)</p>	<p>それでは定刻より少し前ではございますが、委員の皆様がお揃いのようなので、ただいまから「石川県国土利用計画審議会」を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます、石川県企画課の佃でございます。よろしくお願い致します。座って進行させていただきます。</p> <p>本日の審議会には、委員15名中、12名のご出席をいただいておりますので、石川県国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定する定足数（半数以上の出席）を満たしていることから、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、嶋田企画課長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>嶋田企画課長</p>	<p>企画課長の嶋田です。今日はお忙しいところお集り頂きありがとうございます。また、昨年4月の当審議委員の改選にあたりましては、快く委員就任をご承諾いただきましたことも、この場をお借りし、改めて厚くお礼申し上げます。</p> <p>当審議会は、国土利用計画法に基づきまして、土地利用基本計画の変更を行う際に、ご意見を伺うために設置されたものであります。土地利用基本計画は、都市計画法や農振法、森林法といった土地利用に関する5つの個別規制法によって定められる区域の一つにまとめ、総合調整する役割を持つ計画でございます。今回、それら個別規制法上の区域の見直しに併せまして、土地利用基本計画の変更を行うため、当審議会を開催させていただいた次第でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、専門的見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願い致します。</p>
<p>司 会</p>	<p>続きまして、今回は委員の改選後、初めての審議会となっております。ご就任いただきました委員の方々を、正面に向かい左側のお座席の順にご紹介させていただきます。</p> <p>金沢大学理工研究域地球社会基盤学系教授の池本良子委員でございます。</p> <p>石川県林業研究グループ連絡協議会相談役理事の坂本ちづる委員でございます。</p> <p>石川県商工会女性部連合会副会長の太磨照美委員でございます。</p> <p>石川県建築士会副会長の田尻純江委員でございます。</p> <p>金沢学院大学文学部講師の戸根比呂子委員でございます。</p> <p>日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員の中井絵里子委員でございます。</p> <p>石川県社会福祉協議会専務理事の西和喜雄委員でございます。</p> <p>右側のお座席に移りまして、一番奥の席でございますが、石川県青年団協議会副会長の番匠未樹委員につきましては、急遽ご欠席となりました。</p> <p>続きまして、JA石川県女性組織協議会会長の宮崎禮子委員でございます。</p> <p>石川県森林組合連合会代表理事専務の森本茂委員でございます。</p>

石川県不動産鑑定士協会理事諸江美和委員でございます。
中日新聞社北陸本社編集委員の山本義之委員でございます。
北國新聞社論説委員長の横山朱門委員でございます。
以上、本日ご出席いただきました委員の皆様をご紹介させていただきました。
なお、石川県防災士会副理事長の大月真由美委員、石川県市長会会長の山野之義委員のお二方につきましては、所用のため、欠席されております。

(配布資料の確認)

それでは、議事に入りたいと思います。本日の審議会は、委員改選後の最初の審議会でございますので、本審議会の会長が選任されますまで、引き続き、私が進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事(1)の会長の選任について、お諮りしたいと思います。参考資料3の1ページをお開きください。こちらは、石川県国土利用計画審議会条例でございます。第5条第1項には、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されておりますので、委員の皆様のご意見を賜りたく存じます。いかがいたしましょうか。

森本委員お願いします。

森本委員

金沢大学の池本委員にお願いしてはどうでしょうか。

司 会

ただいま森本委員から池本委員を会長にとのご提案がございましたが、ほかにご意見等はございませんでしょうか。

各委員

異議なし

司 会

ご異議がないようですので、池本委員に会長をお願いすることといたします。それでは、池本委員、会長席にご着席くださいますようお願いいたします。

なお、石川県国土利用計画審議会条例第6条第1項により、「審議会の会議は会長がその議長となる」と規定されておりますので、これ以降は、池本会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

池本会長

はい。ただいま、ご指名にあたりました池本でございます。よろしくお願いいたします。今日、私、初めての委員会でいきなりということなんですけども、皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様ご存じのとおり、この審議会は、県土の利用に関して広く各方面の意見を反映させて、県土の適切かつ合理的な利用に資することを目的としたものでございます。石川県は都市と農地と森林と近接しながらうまく利用されている場所、土地柄だと思っております。今後も引き続き県土が合理的に利用されていきますように皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

	<p>それでは、議事次第に従いまして、「会長職務代理者の指名」をまず行いたいと思います。</p> <p>石川県国土利用計画審議会条例第5条第3項によりますと、「会長職務代理者は、会長があらかじめ指名する。」ということになっております。では、私の方から森本委員にお願いしたいと思いますが、森本委員いかがでしょうか。</p>
森本委員	はい、よろしくお願い致します。
池本会長	ご承諾、ありがとうございます。それでは、職務代理者を森本委員にお願いしたいと思います。
	<p>それでは議事に入りたいと思います。お手元の会議次第の議事をごらんください。これからの議題ですが、(3) 石川県土地利用基本計画の変更(案)について、(4) 森林地域の縮小見込案件に係る情報提供(報告)についての2件でございます。まず、議題(3)「石川県土地利用基本計画の変更(案)」についてでございますが、お手元に諮問の写しが配付されておりますとおり、整理番号15と16を除きまして、知事から当審議会に諮問されておりますので、ご審議いただきたいと思います。それでは、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(土地利用基本計画の性格等の説明)</p> <p>(「石川県土地利用基本計画の変更(案)」(全体概要)の説明)</p> <p>(変更(案)の案件ごとの詳細説明 (諮問案件14件))</p> <p>(変更(案)の案件ごとの詳細説明 (報告案件2件))</p>
池本会長	ただいま説明のありました石川県土地利用基本計画の変更(案)について、ご質問やご意見がございましたら、ご発言を頂きたいと思います。
山本委員	報告案件でもよろしいでしょうか。一時能登地域といえ、太陽光発電ばかりだったんですが、今回は無いんですね。これは一巡したと考えてよろしいでしょうか。
事務局 (森林管理課)	林地開発許可に係ります太陽光発電につきましては、現在協議中の案件が多いということで、1ヘクタールを超えない場合は林地開発許可の対象となりませんので、1ヘクタールを超えてない場合で事務所に相談がある場合は当然相談に乗っている状況でございます。
山本委員	代わって風力発電が一つ出てきたんですけども。この報告案件による場合は、もう完成済ということなんですね。
事務局 (森林管理課)	はい。完成済みでございます。

山本委員	<p>能登地域の風力発電って問題になっていますよね、色々と、全国的になんですけども。うちの新聞や全国紙にも書いてますけども、何が問題かという、騒音、希少動物にかかる影響、景観、台風で倒れてとか、災害とか色々な問題が指摘されて、住民との協議が続いているところもあるみたいですけど。知らべていくと、石川県4月時点で170何件の環境影響調査、環境アセスメントそれだけ数があるそうなんです、これらは今からこの報告に上がってくるということでしょうか。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>1ヘクタールを超える開発であれば、今後、こちら場で報告することになります。</p>
山本委員	<p>率直に思うんですけど、能登の里山里海というじゃないですか。そういう自然環境に相応しいかどうかといった観点、調査といったものがあるのかどうか。それからこんな地区制があるらしいんですけど、自然保全エリアと再生エネルギーに活用するエリアに分けるゾーニングみたいなものやってる自治体もあると聞いたんですが、それは石川県は無いんですかね。担当違ってたら申し訳ないんですけども。</p>
事務局 (エネルギー対策室)	<p>ゾーニングについて明確に県内の市町、県もそうですけどもやっているところは無いんです。全国的には東北地方とかで、陸上風力をやっているのは僅かですけどもゾーニングされているところはあります。</p>
山本委員	<p>再生エネルギーなんでね、全部が全部ダメだ、良くないというつもりは全然ないんですけども、バランスを考えた開発許可が必要ではないかといった意見を言いたかった。ありがとうございました。</p>
池本会長	<p>風力に関しては環境影響評価、環境の方でも評価をしているところですが、この審議会では林地開発許可の時点で情報提供があるということですよ。いまアセスが終わっていない案件がたくさんありますけど、それが実際に実施されることになれば、その場合に林地開発許可が必要だということで理解してよろしいですか。そこには何かのハードルがあると考えてよろしいですか。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>はい。林地開発許可を申請するにあたりまして、判断基準ございますので、林地開発によって山が崩れたりしないような措置をとるとか、そのようなものが審査基準に入っていますので、そちらにつきましては県の方でしっかり審査して参りたいと思います。</p>
山本委員	<p>熱海の件もありますしね。災害怖いのでよろしくお願いします。</p>
池本会長	<p>先ほどのゾーニングの件も、またご検討いただければと思います。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>私の方から、整理番号10の農地の変更なんですけども、1～10番の中で飛びぬけて大きい感じがするんですけども。1は工業系団地の間の土地ということで、工業団地</p>

	<p>の整備を行うということですけど。10は今農業を行っている地域だと思うんですけど、それを区画整理したりして住宅団地にするということなんですかね。</p>
事務局 (都市計画課)	<p>いまほどご指摘があったとおり、今のところ面的開発を計画しておりまして、住宅団地の造成・整備を地元の方で調整を行っている最中でございます。</p>
池本会長	<p>はい。ほかにございませんでしょうか。</p> <p>もう1点すみません。先ほどの風力の件なんですけれども。私も個別の案件がどんなだったか覚えてないんですけども、風力が3基建つ場所なんですよね。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>45ページをお開き下さい。黄色で囲まれた部分が林地開発許可を行った場所で、細くなっている場所につきましては、風力発電の部品を運ぶために道を少し広げた区域でございます。①着工前の左側の四角い部分、左真ん中の四角い部分、左上の四角い部分、この3カ所が風力発電を設置した箇所でございます。</p>
池本会長	<p>ということは3基しか建たないということですね。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>こちらもう終わっておりますので、現地行きますと3基建っております。</p>
池本会長	<p>1ヘクタールを超えないものは許可いらないということですけども、この程度でも許可があるということは、これからはたくさんこんな許可が出てくると考えたらいいいんですかね。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>あくまでも1ヘクタールを超えるかどうかが基準になります。</p>
池本会長	<p>これは何ヘクタールですか。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>4. 3ヘクタールです。</p>
池本会長	<p>分かりました。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。</p>
戸根委員	<p>図面の見方について、確認させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。今回の案件の多くが、農業用地になっていたものを工業用地にするとか住宅地にするとかというお話が多かったんですけども、特に土地利用の現況図を拝見しますと、薄い緑の田んぼに塗ってあるものに赤枠で囲ってあって、まあ田んぼであったところが今から工業用地になるとか住宅になっていくものが多かったですけども、中には8割方既に住宅地になっているものがあるかと思えます。例えば11番、33ページを拝見しますと</p>

	<p>黄色の範囲が多く、僅かに緑の田んぼが残っているようなところも今回まとめて土地利用の変更を行うというような理解でよろしかったでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市計画課)</p>	<p>ご指摘のありましたとおり、今までの市街化区域のところは紫、例えばこの33ページでいきますと、紫色と赤点線の重なった部分が市街化区域と市街化調整区域の境でございまして、ここも含めて市街化区域に編入するという事で、何らかの形で一部市街化調整区域に住宅が建っていたということなんですけれども、そこも含めて一団の区画といたしまして区域に編入するという事でございまして。</p>
<p>戸根委員</p>	<p>わかりました。続けてお尋ねします。今回の案件は農業地域と都市地域が重複している地域だからこういうことが起こり得ると考えておけばよいのでしょうか。例えば農業地域限定のものが何か都市地域などに変更になる場合は基本的には田んぼとか畑に使っているものが今から変更になっていくという風に考えておけばよろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市計画課)</p>	<p>冒頭の説明で、都市地域は都市計画区域といった説明があったかと思いますが、白山市においては、市街化区域と市街化調整区域まとめて都市計画区域という形になっておりまして、33ページの例でいきますと、調整区域としては都市計画区域に既に入っているんですけれども、農業区域としての重複部分については今回外させてもらい、市街化区域に編入するという事で、単純に農業地域の減少ということで数字をあげさせてもらってます。</p>
<p>池本会長</p>	<p>都市地域に指定されていない農業地域は、今現在は全く住宅が建ってたりはしないということですよねですか。</p>
<p>事務局 (都市計画課)</p>	<p>そんなことはないです。</p>
<p>池本会長</p>	<p>基本的には農業を営んでいる人が住んでいる程度で、そこが都市地域とは重複していない地域で、もしそこに住宅を建てる場合には、農業地域を減らして、都市地域を増やしていくという手続きになるということですよねですか。</p>
<p>事務局 (都市計画課)</p>	<p>一般的な住宅を今後建てていくときにはそういった手続きが必要になります。</p>
<p>池本会長</p>	<p>ほかによろしいでしょうか。ご発言ないようですので、これで締めくりたいと思います。</p> <p>諮問のありました「石川県土地利用基本計画の変更(案)」につきましては、「適当と認める」旨答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>

池本会長	<p>ご賛同いただきましたので、本案につきましては、ただいま決定いたしましたとおりの答申することといたします。</p> <p>なお、答申の文案につきましては、会長に一任ということでお願いいたします。</p> <p>以上で、当審議会に諮問されました案件の審議は終了いたします。</p> <p>引き続きまして、議題（４）「森林地域の縮小見込案件に係る情報提供（報告）」についてですが、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（森林地域の縮小見込案件に係る情報提供（報告）案件の詳細説明（１件））</p>
池本会長	<p>ただいま説明のありました情報提供につきまして、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。本日の全体を通してでも結構ですが、何かご発言ございましたら。ご質問・ご発言がないようですので、これで、本日の議事は終了したいと思います。事務局から何か発言がございますか。</p>
嶋田企画課長	<p>それでは一言、お礼を申し上げたいと思います。本日は、お時間をいただき、議題についてご審議いただきありがとうございました。今後とも、適正な土地利用の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>
池本会長	<p>それでは、これをもちまして審議会の議事を終了し、進行を事務局の方にお返しします。</p>
司 会	<p>池本会長には、議事進行ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、石川県国土利用計画審議会を終了いたします。本日は、委員の皆様にはご審議いただき、ありがとうございました。</p>